

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

マニング警察長官(指揮官)は規制 No1. ~No. 12 を 9 日(火)付で更新しました(10 日(水)から有効)。変更点は以下の通りです。詳細は PNG 政府特設サイト (<https://covid19.info.gov.pg/>)、又は当館 HP で確認できますのでご確認をお願いします。

No. 1 過去の規制の廃止

No. 2 国際渡航

※e-Health Declaration Form の記入について、これまでは PNG 行きフライト出発の 24 時間前以降とされていたが、PNG 行きフライト搭乗前までに記入しなければならない旨に変更(パラ 10)

※旧規制のパラ 25 (NCC 指揮官は、保健次官の助言に基づいて特定の国・地域からの入国許可を留保することができる)を削除。

※PNG への入国が可能な国・地域として NZ、ニューカレドニア、キリバス、マーシャル諸島、トンガ、ツバルを追加し、香港、ナウル、パラオ、ニウエを削除(スケジュール 2)。

※隔離のための指定ホテル・施設として NKW、Dougura Isolation Facility、Lae 9 Mile Isolation Facility を追加(スケジュール 4)。

※PNG 入国後の隔離期間中、スマートフォンにダウンロードした追跡デバイス「Trakpro」を通じて追跡を行う(パラ 13c)、スマートフォン非保持者は足首ブレスレットを使用するとし(スケジュール 7)、必要経費は Trakpro は 40 キナ/日、足首ブレスレットは 100 キナ/日(スケジュール 9)。※本年 1 月以降実施中。

No. 3 国内渡航

※飛行機で国内渡航するためには、渡航を必要とする十分な理由(valid reason)がなければならないとの規定が復活(パラ 2)。「十分な理由」として、①学生の帰省または学校所在地への渡航、②帰省、③Essential business travel、④医療支援及び救急搬送のための移動、⑤遺体の搬送を含む非常事態における移動、の 5 項目を記載(スケジュール 1)。

※国内線搭乗に際する検温時の規制対象体温を 38.0 度から 37.5 度に変更(パラ 4)。

No. 4 各州当局における体制と権限

※各州に州諮問委員会を設置するとして、州知事、州警察長官、州保健局等の構成要員を明記(パラ 4)。

No. 5 死者の埋葬

※変更無し。

No. 6 税関

※変更無し。

No. 7 COVID-19 検査の実施

※特段の変更無し。

No. 8 COVID-19 検査の対象・報告

※全ての医療施設はスクリーニングサービス(振り分け)を入口に設置し、患者、ビジター、スタッフ、業者を区別しなければならないとの規定を追加(パラ5)。

※感染の可能性を判断する体温の基準を38度から37.5度に変更(パラ8)。

※各州保健当局が指揮官に提出する日々の報告の中に、コロナを死因とする死亡診断書を追加(パラ9)。

No. 9 スポーツ・宗教活動・集会等の制限

※50人以上の集会を禁止するとの規定が復活(パラ2)。50人以上の集会を開催する場合は指揮官又は州行政長官の書面による許可を得なければならない旨明記(パラ15、16)。但し、ソマレ元首相の忌服に関するイベントはこの限りではない旨規定(パラ17)。

※ナイトクラブや食事無しにアルコールを提供する店の営業を禁止(パラ3)。

※土日のアルコール類販売を禁止(パラ5)。

※クラブ活動やスポーツ試合の観戦を禁止(パラ7)。

No. 10 マスク着用義務

※マスク着用義務は本年1月以降、ポートモレスビーだけでなく全国的に義務化。

No. 11 公共交通機関

※25~30人乗り公共交通機関(PMV)は乗客の最大人数15人である限り運行可能と規定(パラ1)。

※タクシー又はその他公共交通機関の運転手及び乗客は全員マスク又はフェイスカバーを着用しなければならない旨の規定を維持(パラ3)。

No. 12 COVID-19 のワクチン接種、臨床実験及び試験的導入

※特段の変更無し。

※邦人の皆様におかれましては、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に努めて下さい。PNG 保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状（発熱、咳、呼吸困難等）がある場合、ホットライン（1800-200）に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

（ご参考）PNG 政府特設ウェブサイト：<https://covid19.info.gov.pg/>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

FAX(+675)321-0153

E-mail：scej@pm.mofa.go.jp

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>